

第 56 回 基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成 27 年 1 月 29 日（月）10：31 ～ 11：53

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村部会長、川崎委員、北村委員、黒澤委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 未諮問基幹統計の確認について（人口動態統計）
- (2) 未諮問基幹統計の確認について（地方公務員給与実態統計）
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 未諮問基幹統計の確認について（人口動態統計）

事務局から資料 1－2 により、「1 提供情報の充実について」、「2 作成方法の効率化等について」の項目の内容について説明が行われ、資料 1－3 に基づき厚生労働省から説明が行われた後、以下のとおり確認と意見交換が行われた。

1 提供情報の充実

- ・外国人に係る集計について、資料 1－1 通し番号 2 の「市区町村別外国人データの公表」について説明がなかったが、どのように考えているか。
- 外国人に係る集計を行うかどうかの検討も含めて、資料 1－3 P 3 「統計表の利活用

を把握し、必要な統計表を追加」にその趣旨を包含。外国人は日本の総人口に占める割合が2%弱程度であるため、これを全市区町村で人口5事象（出生・死亡・死産・婚姻・離婚）毎に集計すると、データ件数として1件ということが頻発してしまう懸念がある。一方、人口規模や地域表章を工夫する方法等による対応も考えられるため、検討会にて御意見等を伺っていきたい。

・全市区町村について一律に取り扱うことは人口の偏りもあるため困難と理解。ただし、地域によっては非常に重要なデータともなるため、部分的に公表するような方法も十分考えられるのではないかと。

→ポイントは外国人が多い地域をあらかじめ集計するか否かであり、いくつか方法があるが、現在は自治体の様々な要望に対応するため、二次利用という形で提供している。ただ、あらかじめ集計表に加えて公表する方法もあり、検討していきたい。

・新宿区の場合、外国人が3万5千人と人口の1割を超えている。外国人の人口が一定規模以上の人口の市区町村については、あらかじめ集計表としての公表を検討していただきたい。

→御意見を踏まえ、前向きに検討していきたい。

・これは非常に大切な問題であり、全国の統計といっても地域性があり、各地域で差があるものについては、例えば外国人人口の多い地域同士で比較可能となるような形で集計する必要がある。前向きに検討していただきたい。

・外国人人口の比較的規模の大きな自治体では実態を把握する上で基礎的で重要なことは分かるが、人口動態統計の作成という第一の任務と二次利用をして分析するという第二の任務との関係を整理することも必要。公的データを社会に還元することを考えた際、どこまでを基本的なデータとして集計表を作成し、どこからを特定の地域なり地区の要望を伺った上で集計するかについては、地域の期待が余りに多過ぎると、第一の任務に影響が出てしまうのではないかと。

・その点は非常に重要である。今回は人口動態統計の議論なのでここまでとしたいが、この点については、統計の「作り方」と「使い方」という2つの関係についてどうするかという大きなテーマであるため、重要な問題提起としてきちんと受け止め、どこかの時点で、一省庁だけでなく、もう少し大きな形で、今後、事務局なり統括官室と協議し、なんらかの考える場を作っていきたい。

・全国の外国人比率は現在1.7%未満、東京都全体だと3%、23区に限定すれば更に大きく超えてきているという状況。都市部の人口動態状況を見ていくことが、時代の先を見ていく際の一つの参考となると考えるため、外国人人口が一定規模以上の市区町村については、あらかじめ集計表として公表することについて検討していただきたい。

・人口動態統計のように業務統計に近い性格を持つ統計については、先ほどの問題提起は確かに重要なものであり、統計委員会で検討すべき問題と思料。ただ、事前に全てのニーズを把握して対応することは困難。統計ごとにニーズを踏まえ、対応していく

ことが必要。

- ・特殊報告一覧に「外国人を含む人口動態統計」があるが、地域別表章は都道府県別か。また、都道府県別であれば、ほぼ5年ごとに外国人の地域別表章は分かるという理解でよいか。

→そのとおり。

- ・資料1-3P4「二次利用の情報提供範囲の拡充」については、原死因以外の死因情報を提供することとしたこと、また保健所に行かなくても閲覧可能としたことについては、公衆衛生・疫学関係の利用者のニーズに応えるとともに、アクセスの容易化を図る対応であり、高く評価したい。
- ・先ほどの補足であるが、社会サービスを提供する主体としての地方公共団体にきちんと統計データを提供できる仕組みがあるべきであるが、このような要望を全て統計作成部局に依頼するのはいかがなものか。社会的に貴重なデータを有効活用するために、先ほどの御指摘のように、中長期的な政策立案のための要望は実際にあると思料されるため、これに対応できるような仕組みの検討が必要。
- ・ウェブ上で特殊報告の「外国人を含む人口動態統計」を見た限りでは、外国人も日本人も混ぜた統計表が中心となっているようであるが、外国人を国籍別等で表章した表をより充実する必要があるのではないか。

→名称は「外国人を含む」となっているが、「日本における外国人」の集計も行っている。また、表章している情報としては少ないが、毎年、外国人に限った集計を報告書に別掲している。ただ、それだけでは切り口や分析等が少ないのではないかとということもあろうかと思われるので、このような特殊報告で補うなどしているが、更に検討会にて御意見等を伺いつつ検討していきたい。

- ・市区町村別のデータまではなかなか公表されていない状況にある。しかし、現在の外国人の状況というのは、集住地区といわれる地区でもその様相はさまざまであり、日系の外国人を労働者として入れた時期に形成された集住地区、現在のようなグローバル化が進む中で資格要件による滞在者や高度人材としての留学生の呼び込みで形成された集住地区というものもある。都道府県別よりも市区町村別のデータが見える状況にしておく方が将来的に有益と思料。
- ・特殊報告には重要なテーマがあり、また、比較的データも新しいため利用価値が高い。今の御説明では、おおむね定期的に調査しているということだが、利用者としては、最新版がいつ頃に公表され、どのようなテーマとなるのか想定できないため、定期的なテーマであれば周期を決めるか、次回テーマ予定を予告できないか。

→一定程度可能と思料。これも検討会にて御意見等を伺っていきたい。テーマについては時宜の話題もあるため、変更となることも有り得るが、テーマ予告は検討していきたい。

(まとめ)

- ・人口動態統計は、これまでも集計の充実に取り組みられてきたことは高く評価したい。

また、例えば外国人に関する集計など集計の充実については、今後も行政ニーズ・専門家等の意見を踏まえ目指すとのことであり、市区町村別のデータの出し方についても前向きに検討していくとの御説明もあったところ。

二次利用のデータの提供内容の充実や提供方法についても利便性が向上する方向で検討予定との御説明があり、情報提供の充実に向けて積極的な取組が検討されており、この点も評価したい。この情報提供の充実にあたっては、ニーズ把握の仕方等も含め、可能な限り様々な方面からの幅広い意見聴取も必要であることに留意していただきたい。公表について予測可能性を高めるため情報提供も含めて検討を進めていただきたい。

調査方法については、オンラインによる回収率も全国で 95%と高く、相当程度仕組みが整えられている現状も確認できた。

おおよそ委員間ではこのような共通認識が得られたと考える。後は報告書で委員の皆様には御確認していただく。

(2) 未諮問基幹統計の確認について（地方公務員給与実態統計）

事務局から資料 2-1 及び資料 2-2、総務省自治行政局から資料 2-3 に基づいて説明が行われた後、以下のとおり確認と意見交換が行われた。なお、調査方法の現状について、次回改めて確認することとなった。

- ・基幹統計調査が各職員を対象としており、業務統計調査として行われている附帯調査及び補充調査は地方公共団体を対象としているとのことだが、基幹統計調査においても実際は給与担当セクションが正確な情報を電子化して提供しているのではないか。実際に調査票を提出・提供する自治体の立場からすると、疑義照会については氏名がなくても可能ではないか。補充調査とは調査の性格が違うというのは理解できるが、調査方法等を御検討願いたい。
- 基幹統計調査は、全地方公務員の悉皆調査という形で実施しており、法令上に報告義務や虚偽報告の禁止が課されている。基幹統計調査の間の年は業務統計調査を実施しており、職員個人データではなく、各地方公共団体で算出した学歴、経験年数別の平均単価などを調査している。各団体では電算処理をしていると思うが、各団体の負担を考慮して、全数調査を行うのは 5 年に 1 回、その間は各団体で算出した平均単価を算出するという具合にバランスを取っている。
- ・総務省から職員個人に直接調査票を送付するものではないと思うが、5 年ごとに行っている基幹統計調査の調査系統はどのようなものか。
- 都道府県と政令指定都市に関しては、都道府県知事と政令指定都市長に対して調査票を発出し、各知事や市長が職員のデータを集めて提出する流れになっている。市区町村の職員については、総務省が都道府県知事に、都道府県知事が市区町村長に調査票を出し、各市区町村長が職員のデータを集めて提出する。
- ・基幹統計調査の調査票は職員個人が記入するのか、都道府県や市区町村の給与担当者

が記入するのか。

- 制度としては職員個人が記入することとなっているが、実際の運用としては、給与担当者など給与情報を電算管理している各団体の給与担当者が記入している場合が多いと史料。
- ・5年ごとの基幹統計調査と、その中間年に行われる調査との違いがよく分からない。資料2-4の別添1の附帯調査と補充調査は団体を調査対象にしているが、平均給与などは計算する手間が掛かるのではないか。
- ・業務統計と調査統計とをどのように切り分けるのかというと、調査目的に沿った事項が業務統計から得られるか否かであり、通常は業務統計と調査をしたい事項が同一にならないため、調査票を配布し調査をする必要があるという整理と史料するが、資料2-3の調査票にある調査事項について、調査票を配布し調査しないと得られない項目は何か。
- 資料2-3 P4は基幹統計調査と附帯調査及び補充調査の区分を説明しているが、基幹統計調査は職員個人の職種、学歴や経験月数などを調べており、附帯調査及び補充調査は職員個人のデータまでは求めていないが、平均給与の算出や職種による詳細な分析などのために、基幹統計調査で得た職員個人のデータが必要。
- ・職員個人の情報を5年に一度得なければならない事情は分かったが、各団体の給与担当者が作成しているのであれば、調査票によらず給与担当者から集計すれば同じ情報が得られるのではないか。個人の情報にアクセスする法的な根拠を担保する必要のために基幹統計調査としているという整理になるのか。
- 職員個人の情報は職員個人でしか把握していないことであるので、法律として報告義務や、虚偽報告の禁止を課すことに意義。
- ・逆にいうと業務統計で個人情報を集めるのは絶対不可能か。
- 各自治体の負担や悉皆調査であるということを勘案し基幹統計調査としている。
- ・調査に当たって、行政記録情報が利用可能であればできる限り利用し、報告者負担を軽減できるようにすべきというのが基本計画の考え方で、本件も例外ではないのではないか。
- 全体的な方針は御指摘のとおりだが、元々職員個人から出発しているデータが基礎であり、各団体で電算管理しているものについては、それを御提供いただいている。
- ・かみ合っていないような気がするので、この部分は預かって、次回に再度審議したい。
- ・地方公務員給与実態調査については、第I期基本計画の審議の際に、これと民間給与実態統計調査及び国家公務員給与実態調査の三つの給与調査を統合できないかという問題を提起したが、個々の統計ごとにそれぞれ別の目的があり、また、調査時点の違いなどから断念した。賃金関係の統計調査は複数あり、必ずしも調査目的が同一ではないことは事実だが、複数のものが重複していることに関しては、今後、考えていくことが必要。
- ・調査の流れを明示していただきたい。

(3) その他

次回の基本計画部会は、2月19日(木)の統計委員会終了後、詳細は別途連絡する
予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>